

# アメリカのロースクールの臨床教育

佐 藤 崇 文

1. 2004年9月上旬リーガルクリニック（臨床教育）の調査のため、アメリカ合衆国東部の3つのロースクールを訪れた。調査の対象は、ワシントンDCにあるジョージタウン・ロー・センター及びジョージワシントン大学ロースクールとボストンにあるハーバード大学ロースクールであった。以下第2項ないし第6項において3つのロースクールの臨床教育の現状を紹介すると共に、第7項ないし第9項において今後の法科大学院の臨床教育のるべき姿について私なりの考えを述べてみたい。

なお、ワシントンDCにおける調査に際しては、ジョージタウン・ロー・センターの准教授であるカール・グッドマン先生に大変お世話になった。ここに心から感謝したい。グッドマン教授は過去広島大学法学部で教鞭をとられたこともあるが、2004年11月「Justice and Civil Procedure in Japan」(Carl F. Goodman. Oceana Publications, Inc.) を出版された。同著書は、アメリカとの対比で日本の民事訴訟及び行政訴訟を論じながら、新民事訴訟法の文書提出命令など最近の論点についても丁寧に論じた大作である。

2. まずジョージタウン・ロー・センターはセンターという名称ではあるが、ジョージタウン大学のロースクールそのものである。同センターはワシントンDCの連邦議会、連邦最高裁判所から歩いておよそ7分の近距離にあり、立地条件に恵まれている。クリニカルプログラム

の副ディーンであるリサ・ポルカリ教授と面談した。彼女は、ニューヨーク州とワシントンDCの弁護士資格を有しているが、事前に送った質問書及び面談時の私の質問に対し、次のとおり答えてくれた。

- ① クリニカルプログラムは、刑事事件、社会保険や年金の事件、家庭内暴力、難民、建物賃貸借などいくつかの分野に分かれている。学生は希望のコースを選ぶ。競合する場合もあるので、第1希望、第2希望を出させる。
- ② 2年後期から受講できる。法曹倫理の履修は特に受講の前提ではない。というのは、クリニックをやる中で具体的な倫理を体得できるからである。
- ③ 学生に割り当てる事件数は最大3件まで。教授一人の受け持つ学生数は4人から7人。受け持ち学生数が少ないので一見楽なようだが、依頼者のため最善の活動を要求されるので、教授は学生の指導監督に多大の精力を使っている。そのためロースクールの他の講義をする余裕は無い。クリニックコースの教授は法曹経験最低5年以上の者でなければならない。
- ④ 学生は実際の事件を担当する。つまり相手方との交渉や書面の作成も学生が行う。書面には、担当教授の名前以外に担当の学生の名前を記載するのが普通である。
- ⑤ ワシントンDCの裁判所規則により、一定の条件を満たす場合、学生は教授と共に法廷の代理人席に同席して自ら弁論を行うことができる。
- ⑥ 教授一人あたりの学生数が少ないので、クリニックコースには金がかかる。クリニックコースの費用の多くはフォード財団によって賄われている。
- ⑦ 学生は週35時間を6ヶ月にわたって費やすこともあり、時間がかかる。しかし学生に与えるインパクトは非常に大きく、学生の表

現によれば、「ライフチェインジング」の体験となっている。依頼者からは「弁護士より学生が熱心に話しを聞いてくれる、よく調べてくれる、丹念に報告してくれる」など評判は良い。もし1セメスターで事件が終了しない場合、次のセメスターの学生に担当させたりあるいは教授が直接引き受ける。

- ⑧ 学生がミスをして依頼者に損害を与えた場合、担当の教授、クリニカルプログラム及びセンターが責任を負わなければならない。そのためセンターは保険に加入している。
- ⑨ 官庁、裁判所、会社、法律事務所などに学生がエクスターとして研修するコースもあるが、どうしても受け入れ先は学生をお客様扱いするので、クリニック程に力の入れた指導となっていない。
- ⑩ ここのクリニックでは無料での事件受任を原則としている。数多くの事件の依頼があり、断るのに苦労している。同じく無料でも、法律扶助では弁護士が事件を取り扱い、教育目的を目指していない。この点がクリニックとの違いである。

3. 次は、ワシントンDCの中心から車で15分程度の距離にあるジョージワシントン大学ロースクールのリーガルクリニックである。ここでは刑事事件を専門に扱うクリミナルコースのための専用の建物がある。同コースのジェニィファー・ライマン教授と同僚の教授が3年生10人（女3名、男7名）の前でガイダンスをするのに同席させてもらった。ライメン教授は10年余り公設弁護人事務所で働いた経験を有する。彼女は機関銃のように喋るタイプであるが、説明は次のとおりである。

- ① クリミナルコースは1年間で14単位のコースのため2年生にとって負担が大きいので、3年生から受講させている。学生の担当事件数は2件までとしている。他のロースクールでは窃盗などの軽微な事件に限定しているが、ここは殺人、強盗、放火などの重い事件

も取り扱う。くじで事件を学生に割り当てる。

② 学生の指導に莫大な時間をかけている。たとえば、学生が被告人と面会する前に必ず学生に刑事記録を全部読ませるし、もちろん教授も精読する。そして教授が被告人役となり、学生は弁護士役で接見の練習をする。ビデオに練習場面を収録した上でディスカッションをする。その上で2人の学生が一組になって拘置所に面会に行くが、教授は同行しない。教授が同行すると、被告人がどうしても学生より教授に依存するからである。

③ メアリーランド州の裁判所規則で学生は「スチューデント・アトーニー」として単独面会が認められている。また法廷では弁護人席に教授と学生が同席するが、学生が尋問や弁論を行うことが出来る。自分は学生にやらせることにしており、14年間の間学生の話すのをさえぎったのは一度だけであった。その時は、学生が裁判官の質問を反対に聞き違えていたので、やむをえず自分が立ち上がって学生の答えを訂正した。その時だけである。被告人質問もすべて学生にやらせる。その代わり、法廷に立つ前に事前に十分のリハーサルを実施している。

④ 学生が熱心なので、被告人からの評判は非常に良い。たとえば、ある被告人は公設弁護人を数回解任したが、二人の学生の熱心さに惚れ込んで最後まで学生を解任しないで終了した。

以上がライメン教授の説明であるが、当日はガイダンスと共に、殺人罪で一審で終身刑を言い渡されて被告人が控訴した事件についてのディスカッションが行われた。あらかじめ夏休みの間学生に記録のコピーは配布されている。控訴の理由は、「1審の弁護人の弁護活動がお粗末なため実質的に弁護人が付いていないのと同じであった。したがって弁護人選任権を侵害された。」などである。学生は尋問調書などのコピーを読んでいるので、「弁護人のここの尋問

は不十分である」「裁判官が弁護人の最終弁論を制限したのは公平でない」あるいは「陪審員に対する裁判官の説示が中立性を欠いている」などと多くの意見が出て、議論は非常に活発であった。

学生の一人に法曹倫理の履修が受講の前提かどうか及び全国共通法曹倫理テストについて質問したところ、「法曹倫理はクリニック受講の前提ではない。また全国共通の択一式法曹倫理テストの受験はロースクール卒業の要件ではなく、弁護士登録の要件である。州によって要求するスコアーは異なっており、自分はメリーランド州の要求するスコアーを超えており、よりスコアーの高いバージニア州でも弁護士登録したいので、もう一度テストを受ける」との回答であった。

4. 最後にハーバード大学ロースクールである。ニューヨークから飛行機で北へ約1時間でボストンに到着する。ボストンはボストン茶会事件で有名なとおりイギリスからの独立戦争の発端となった都市である。歴史的な史跡も多く、日本で言えば、京都に匹敵する。街並みもこじんまりしており、歩いても疲れない。ボストンの中心街から地下鉄でわずか10分ほどの郊外にハーバード大学及び同大学ロースクールがある。同ロースクールの最も古い建物であるオースティンホールで、クリミナルプログラムのミシュキン事務長及びサラ次長から話を聞いた。

- ① 刑事クリニックはオースティンホールの建物内で行われる。民事のクリニックは、車で南へ25分ほど行った場所にあるヘール＆ドール・リーガルサービスセンターで実施されている。
- ② 受講は必須ではなく選択である。3年生から受講できる。学生に守秘義務の誓約書を提出させたりはしない。学生一人あたり6件から8件を割り当てている。事件は無料で受任する。所得について審査する訳ないので、中には資力のある被告人、被疑者も居る。

- ③ 学生が被告人、被疑者に書面を書くときには教授と学生の連名の場合もあれば、学生だけの名前のこともある。学生は「スチューデント・カウンセル」と表示される。
- ④ クリニックの教授は必ずしも現役の弁護士とは限らない。またクリニックの運営に莫大な費用がかかるが、幸いにもハーバード大学ロースクールに対し寄付したい人々は多数居るので、他のロースクールと違い、寄付集めにディーンが狂奔する必要は無い。学生がミスした場合、教授およびロースクールが訴えられることになるが、幸いこれまでそのような例は無い。保険料が高いので、保険には加入していない。

5. 次に地下鉄を乗り換えて、民事専門のホール＆ドール・リーガルサービスセンターに行く。センターは黒人ないしヒスピニック系の多い居住地にある。同センターのジーン・チャン所長から話を聞いた。彼女は壁に飾った日本の法律扶助協会の大きなポスターを示しながら、2001年に東京で開催された法律扶助協会の50周年記念シンポジウムに招待されて出席したことがあると言いながら、次のとおりセンターについて説明してくれた。

- ① このセンターは1979年1月ボストン郊外に設立された。1992年ホール＆ドール法律事務所のパートナー（ハーバード大学ロースクールの同窓生）からの多額の援助を得て土地を購入し、4階建て建物を新築した。同法律事務所から相当数の弁護士がこのセンターのためにプロボノ活動として時間をさいて働いている。
- ② 每年9月から新学期が始まるが、ハーバード大学ロースクールから80人の学生が来て、学生一人当たり3件～6件位の民事事件を割り当てる。学生は毎週10時間で4週間関わる。契約、不動産の名義移転、交渉もあれば裁判もある。1年間の依頼者数は約2000人にのぼる。そして6月～8月の夏休みの間は、全米のロースクール

から学生が集中クリニックの受講のためやって来る。

- ③ 法律相談も実施している。また主に低所得者層を対象にして受任するが、必ずしも無料とは限らない。通常より安い弁護士手数料で受任することもある。しかし担当する学生は依頼者から手数料を一切受け取らない。マサチューセッツ州最高裁判所の規則でそのように決められている。センターの予算の多くはロースクールによって賄われている。学生のため、依頼者との相談室、会議室、コピー機、電話・ファックス、コンピューターなどを備えている。
- ④ 無料あるいは安い料金だからサービスは低くて良いのではなく、むしろこのセンターでは依頼者に対し最高水準のサービスを提供するため努力している。個人の能力には限界があるので、最高水準のサービスを提供するためのノウハウの蓄積及びシステム作りに常日頃留意している。また学生に対する濃密な指導を確保するため、指導する側の受け持つ学生数は最大6名までと限定している。
- ⑤ 学生に対する依頼者の評判は大変良い。なぜなら学生は依頼者の話を十分聞き、また頻繁に連絡するし、特にハーバードロースクールの学生ということで信頼されているからである。弁護士なりたての1年生とロースクールの3年生は1年しか違わないのだから、実力も大差無いと考えている。
- ⑥ これまで一度、学生が大きなミスを犯したことがある。遺言に関する事件だった。センターは依頼者に対し損害を賠償した。しかしその時だけである。保険に入ると保険料が非常に高いので、加入していない。その都度対処した方が安上がりである。
- ⑦ クリニックの中で、体験的に法曹倫理を教えることができる。したがって法曹倫理の受講履修を前提にしていない。また特に学生から守秘義務についての誓約書を提出させてもいない。アメリカには日本のような司法研修所がないので、リーガルクリニックは重要で

ある。

6. ところで、アメリカ各州の裁判所は規則で、ロースクールのリーガルクリニックの学生が裁判所において弁論や尋問を行うことができる旨を定めている。州によって多少違いがあるが、一般的には同じような内容である。たとえば、ワシントンDCの控訴裁判所規則の第48条によれば、次のとおりである。

- (ア) 学生はアメリカ法曹協会から認定されたロースクールの学生でなければならぬ。
- (イ) 支払能力の乏しいあるいは受任の困難な依頼者を代理すること。
- (ウ) 学生は依頼者から手数料あるいは報酬を受け取らない。
- (エ) 依頼者はリーガルクリニックの目的を理解した上で、学生が法庭に代理人として出廷することを書面で承認する。この書面は裁判所の記録に綴じられる。
- (オ) 学生は訴訟法について一定時間習得していること。
- (カ) ロースクールのディーンの証明書のこと。証明書は1年間有効。
- (キ) ロースクールのディーンの承認した教員が指導監督すること。
- (ク) 裁判所に提出する準備書面などに担当学生の氏名も記載すること。
- (ケ) 裁判所は場合によりいつでも学生の出廷を拒否することができる。
- (コ) 1審で重罪の刑事事件を扱うことはできない。

以上述べたとおり、アメリカのロースクールのリーガルクリニックでは、(1) 2年後期あるいは3年から実際の事件を引き受けて、(2) 学生が「ステューデント・アトニー」ないし「ステューデント・カウンセル」として主体的に事件の解決に当たり、(3) 時間数も多い、という特徴がある。

7. 平成16年4月日本では法科大学院が設立されたばかりであり、各大学院がどのような臨床教育を実施してゆくかについて、今のところ試行錯誤の段階と言えるが、自分なりの考えを述べてみたい。

まずアメリカと違って、ロースクールを卒業して司法試験合格後に司法修習制度のある日本でアメリカ型のリーガルクリニックをそのまま真似る必要もないであろう。また真似ようとしても、「ステューデント・アトーニー」を認める裁判所規則の無い日本では、学生が単独で接見したりあるいは法廷で弁論・尋問することはできないので、学生が主体的に取り組むには自ずから限界がある。

では、単に法律相談に学生を同席させたり、あるいは修習指導担当の弁護士の事務所で司法修習生を修習させるような感覚で法律事務所に1週間ないし2週間居らせるという程度で満足して良いであろうか。なるほど学生が法律相談に同席して、弁護士と依頼者のやりとりを間近くに見たり、また法律事務所で生の事件記録を見ることは大きな刺激となり、勉強の動機付けになることは間違いない。しかしどもすれば、「ああ、こんなものでよいのか。この程度で出来るのか。」との表面的な理解に終わりかねない。またもっぱら弁護士の依頼者対応の上手さだけに学生の目が向いて、結局のところ実務の一端を垣間見たというだけにもなりかねない。そうなると、本当に学生のために理論的且つ実務的な両方の観点から指導がなされたとは到底言えない。

そこで効果的なクリニックを行うには、たとえば、法律相談を例にとれば、(1) 事前の勉強ないし調査、(2) 相談当日の同席、補充的發問、(3) 相談後、担当弁護士からの論点指摘と調査指示、(4) 担当グループによる総合的協議の4段階を実践する必要がある。一つの法律相談についてこれらの四段階をこなそうとすれば、おそらく学生は10時間位の時間を費やすことになるが、ここまでやることによって、学生は、法律相談は四方山話ではなく、また単なる困り事相談や身の上

相談でもなく、まさに法律相談そのものであることを痛感するであろう。また弁護士が相談者役となって模擬法律相談を実施して学生が慣れてくれれば、学生にもっぱら発問させて弁護士はやむをえない時にだけ補充的に発問することも可能となる。

そして法律相談をある程度抽象化した上でデータベース化すれば（守秘義務の問題を十分クリアしなければならないが）、将来にわたってレベルの高い法律相談を提供できるようになる。弁護士は、法律事務所はもちろんのこと、弁護士会、区役所などでも頻繁に法律相談を行っているが、日々の仕事に忙殺されて、法律相談あるいは実際の訴訟事件などについて知識や経験の集大成化がなかなかできない。正直なところ、整理に秀でた一部の弁護士を別にすれば、その場その場のやっつけ仕事になっているのが多くの弁護士の実状であろう。そのため同じような間違いをおかしたり、とりあえずその場しのぎの答えで何とか間に合わせるという傾向も生じている。他の弁護士の事より、まず自分を振り返ってみて、年と共にそういう傾向が生じているのではないかとの危惧を覚える。もし法科大学院が無料法律相談を学生の実践的教育に役立てると共に、データベース化によって法律相談のレベルを底上げできれば、法科大学院のみならず一般の弁護士に対しても有益となるであろう。

8. 次に法律相談から一步進んでさらに事件を受任するとすれば、学生に対する一層の指導・訓練が必要となる。なぜなら法律相談の場合、相談者との接触は1度ないし2度程度で済むが、事件の受任となれば、依頼者との接触は継続的であり、たとえば交渉であれば相手方との接触も不可欠となり、また訴訟となればさらに裁判所との関係が出てくるからである。したがって、指導する実務家教員の責任も大きくなる。緊密な準備と細かい指導が必要となることは言うまでもない。いきなり広島法科大学院が事件の受任を行うかどうかは今後の検討課題であ

るが、私の結論は、事件受任すべきであると考える。というのは、法律相談を有効適切に行うには、相手方の反論、交渉や裁判の進展見込み、争点や証拠価値などを総合的に考慮しながら進める必要があるが、このような思考パターンは実際の個別具体的な紛争に関わることによって初めて可能となるからである。実際の事件に関わらないで、法律相談を適切になしうるとは、弁護士であれば誰も考えないであろう。

事件の受任を有料とするか無料とするかの問題があるが、教育目的を考慮すれば、無料という形が良いと思われる。また受任する事件の規模についてであるが、私の帰国後、カール・グッドマン教授から、弁護士との仕事の競合を避けるため試行的に簡易裁判所の管轄事件の規模に限定して受任してみるのが良いのではないかとの貴重なアドバイスを頂いた。確かに訴額140万円以下の簡裁事件は本人訴訟の多いことが示しているように弁護士も余り手をつけたがらない分野である。しかも訴額60万円以下で且つ少額訴訟となつた場合即日結審が原則であるので、時間もかからず短期に終了するので、学生にとって良い勉強となるであろう。

9. 最後に平成17年夏頃から広島大学法科大学院は、臨床教育のプログラムとして、①リーガルクリニック（法律相談）、②ローヤリング（模擬法廷）、③エクスター・シップ（法律事務所、企業法務部での研修）を開始する予定であるが、指導する側の負担の大きいプログラムになることは間違いない。しかし最近発表された新司法試験の民事系科目のサンプル問題を検討したところ、当事者の具体的言い分や関係資料の中から（1）法律的に重要な論点ないし争点を拾い出し、（2）要件事実的な角度から分析させて、（3）また訴訟法の意味を問い合わせ、（4）さらに民事保全などの実務的な側面についても尋ねる問題となっている。その意味では、理論的に充実した臨床教育は法曹の卵を育てるため役立つだけではなく、新司法試験合格への最短の近道という面を有

36- アメリカのロースクールの臨床教育（佐藤）

している。そこで平成17年4月から発足するリーガルサービスセンターの予算的且つ人員的な充実が強く望まれるところである。

以上